

教育厚生委員会会議録

日時 平成28年3月4日(金) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後2時54分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 宮本 秀憲
委員 臼井 成夫 水岸富美男 大柴 邦彦
卯月 政人 永井 学 上田 仁

委員欠席者 山下 政樹

説明のため出席した者

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 渡辺 恭男
福祉保健部次長 相原 正志 福祉保健部技監 三科 進吾
福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 堀岡 伸彦
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 監査指導室長 古屋 正
長寿社会課長 内藤 梅子 国保援護課長 依田 正樹
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 中山 吉幸
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 依田 誠二

議題 (付託案件)

- 第14号 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例中改正の件
- 第15号 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等中改正の件
- 第38号 不動産売却の件

- 請願第28-1号 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を求める意見書の提出に関することについて
- 請願第28-2号 山梨県独自の子宮頸がんワクチンの被害者救済と、子宮頸がんワクチンを接種した子供たちへの調査を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの
- 第25号 平成28年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願28-1号及び請願28-2号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時01分から午後2時54分まで(途中、午前11時48分から午後1時03分までと午後1時31分から32分まで休憩をはさんだ)福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(不妊専門相談センター事業費について)

永井委員

2つ質問をさせていただきます。まず福の92ページの不妊専門相談センター事業費ですけれども、不妊相談センターはルピナスという名前がついて、JA会館の中にあつて、この利便性向上について、前から私は何度も質問もさせていただいています。財政的な事情で子供をつくらない方がいる一方で、欲しくても、なかなか子供を授かることができないという人たちがふえていて、私の周りでも、悩んでいる方がたくさんいらっしゃいます。

この上の不妊治療助成事業費の利用者が右肩上がりでどんどんふえている一方で、ルピナスの利用者は、ほぼ横ばい状態が例年続いているというお話を伺っています。ルピナスの利便性向上等を質問したときに、今、医療機関の相談が充実していて、相談者は直接、病院のほうに相談をしているから横ばいになっているという回答を繰り返していただいています。私は本当にそうなのかなという気がしています。

もっとこのルピナスを知ってもらって、利便性が向上すれば、もっとこのセンターを活用してもらえないかということで、今まで幾つか質問をしています。その中で再度、この利便性向上について幾つか質問したいんですけれども、まず、現在のルピナスの相談体制についてお伺いします。

依田健康増進課長 ルピナスでございますけれども、先ほど永井委員からお話が合ったとおり、農協会館の5階に設置しております。相談体制でございますが、毎週水曜日の午後3時から7時まで相談に応ずるということで、まずは保健師が電話で相談を受けまして、相談内容に応じまして、医療機関の紹介や助成制度の紹介などを行い、また、医師や心理士によるカウンセリングが必要な場合には面談の機会を設けるという形で運営を行っております。

永井委員

水曜日の15時から19時で、相談方法は電話と面談ということになると思います。以前も御提案をして、質問させていただいたんですが、他県のほとんどの不妊相談センターでは、電話と面談に加えて、メールで相談を受け付けています。一、二回センターを見学させていただいたときに気づいたんですが、センターにはインターネットの環境がある、保健師の机の上にはパソコンがある、メールアドレスもあるということをお伺いしています。利便性向上のためのメール相談の導入に関して、センターの運営会議で取り上げていただけるということをお伺いしているんですけれども、相談方法についての、今までの運営会議での検討の内容を、できましたら教えていただきたいと思います。

依田健康増進課長 センターの運営に当たりましては、医師や保健師などで構成する運営委員会を設けております。その中で、永井委員から御提案があったということもありまして、運営会議に諮ってまいりましたけれども、これまで委員会の中では、相談内容が医療に関する内容であるということや、心理的な配慮も必要だろうということ、メールでのやりとりで齟齬があってもいけないということもありまして、メール相談では適切に対応できない心配があるという御意見が出されまして、現時点ではメール相談は対応していないということです。

ただし、制度的なこと、医療費助成制度などの公的制度については対応できるだろう

ということで、そちらについては県のほうでメール対応をしているという状況でございます。

永井委員

相談ではない部分で、メールでの対応をしていただけるようになったということですが、今回、県外調査で広島県に行ってきたんですが、広島県の相談センターでも、やはりメールでの相談を行っています。他県でもできていることなので、検討していただきたいと思います。あと、相談日も、広島県は、県民の皆さんの要望に応える形で、去年の11月から、週3日から週5日にふやしているというお話もあります。しかも、そこには保健師だけではなく、助産師も常駐させて相談をしているという形で、利便性を向上させています。広島県の担当の方は、不妊症や不育症の相談が便利にできることは人口減少対策にもつながるとおっしゃっていました。

運営会議は3月中にもう一度行われると伺っています。いろいろプライベートなこともあると思うんですが、メールでの相談や、相談日数の増加についても再度、議題に挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

依田健康増進課長

メールの相談に関しましては、メールということで利用しやすいということもあることは確かだと思っています。他県でも、メール相談も始めたところもあると聞いておりますので、これまで積み重ねてきました相談の内容などを整理した上で、マニュアル化できるものをマニュアル化したりするなどの対応も考えられますので、まずは電話相談や面接相談に結びつけるきっかけみたいなことで、何か取り組めないかということで、また再度、運営会議のほうに諮ってみたいと思います。

相談日数の増加についてですけれども、これまでも働く女性の方が利用しやすいようにということで、水曜日の午後3時から7時と工夫はしてきたところでございます。不妊、不育の相談につきましては、保健所に設けられています女性相談センターのほうでも受けられるということや、また、1月に開設しました産前産後ケアセンターや、市町村のほうにも相談が寄せられているということで、こういうところとも連携しながら対応していきたいと思っておりますけれども、また運営委員会の意見なども聞きながら今後検討していきたいと思っております。

永井委員

ぜひ検討していただければと思います。メールの相談については、今からまた議題に上げていただくんですが、個人情報等の問題があるとすれば、せめて面談の相談の予約ぐらいはメールでできるようになればいいと思いますので、それもあわせて検討いただければと思います。

あと、ルピナスの周知についてなんですけれども、知らないという方が周りにもかなりいらっしゃいます。現在は、ホームページでリーフレットがダウンロードできるようになっていたりすることは承知しています。不妊で悩んでいる方の中には、例えば1人目ができて、なかなか2人目ができないということに悩んでいる夫婦もいらっしゃると思います。ですので、例えば子育て支援課と連携して、子育てハンドブックとか便利帳にも掲載をして、周知をすることが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

依田健康増進課長

御指摘のとおり、2人目、3人目を欲しいということで悩んでいる方がいるということもお聞きしておりますので、そういう方々に対する周知も必要だと思っております。今、永井委員に御提案いただきました子育てハンドブックにつきましては、今現在、掲載をさせていただいております。御提案いただきましたので、子育て便利帳や、子育てネットというものもありますので、その辺にも掲載する方向で、子育て支援課とも協議しながら対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

永井委員

ありがとうございます。ぜひ検討をしていただければと思います。

あと、やはり知らない方が多いという部分の中で、ほかの県有施設のように、道路標識みたいなもの、道路の看板みたいなもの、ここにはこういうものがありますというようなものがそこにあるだけで、普及啓発の効果がすごくあると思います。今現在、農協会館には消費生活センターなどもあるんですけども、そういった看板がないので、そのセンターの存在を知らないという方が多いと思います。そういった看板を設置してルピナスをアピールするというのも重要だと思いますが、いかがでしょうか。

依田健康増進課長 ルピナスは、農協会館ということで、立地条件が非常にいいところにあるんですけども、今おっしゃられたように案内看板がなくて、行くのにわかりづらいというような声もお聞きはしております。御提案いただいたとおり、周知するという意味でも、案内看板は有効かと思しますので、また設置に向けて関係課と協議をしてみたいと思います。

(胃がん予防推進事業費について)

永井委員

次にもう1個だけ聞かせていただきます。福の98ページです。また健康増進課ですけども、胃がん予防推進事業費について伺います。昨年の6月議会の委員会の中で、この調査についての質問をさせていただいたり、今回の本会議の場でも、卯月議員が一般質問で、この事業費について質問していますけれども、私のほうからも幾つか質問をしたいと思えます。

県としてピロリ菌の除菌に本腰を入れていくということですけども、まず、今回のピロリ菌除菌治療事業で、どれくらい胃がんのリスクが減少して、どれくらい患者が減るという見込みなのでしょうか。また、28年度は何人くらいを対象とすることを想定しているのか。まず、その数を教えてください。

依田健康増進課長 胃がんの発生のリスクの減少につきましては、WHOが報告しているものによりますと、ピロリ菌除菌することにより、3割から4割の胃がんの発生を抑制できるということが言われております。患者の減少見込みでございますが、平成24年で言いますと、本県の胃がん罹患患者数は772人ということになっています。全ての方が除菌すれば、これの3割から4割、将来的には年間減っていくということかと思えます。実際、全員の除菌が終わることは難しいかと思っておりますので、実際に健診にどのくらい行っているかとか、いろいろなことを考える中で、すぐには効果が出るものではありませんので、将来的には、年間115名程度減少させることができるのではないかと考えております。

あと、今回の事業の助成対象として考えているのが、検査を受けてピロリ菌がいると判明した方、かつ、内視鏡検査を受けていただいて、胃炎等がある方につきましては、まずは除菌を進めていこうと考えています。

対象とする人数ですが、検査してピロリ菌がいる方の率と、内視鏡検査を受けられる方を3万人くらいと想定しまして、5年間でやっていく予定ですので、来年度につきましては、6,000人を対象に除菌を進めたいと思っております。

永井委員

年間6,000人の方を見込んでいるということですけども、今回、自己負担を軽減していくということも、これはこれで非常にピロリ菌の除菌を進めるという意味ではいいと思うんですけども、その一方で、今回この事業をやることには、県民の方々に、ピロリ菌は胃がんの大きなリスクになるということを啓発していくという大きな目的もあると思います。ですので、この(2)番のところに、普及啓発事業費で72万6,000円が計上されていますけれども、この普及啓発をどのような形、どのような方法で行っていく予定になっているのか、詳しく教えてください。

依田健康増進課長 普及啓発費は非常に重要だと思っております。具体的にどのようにやっていくのかということでございますけれども、まずは、御自身がピロリ菌に感染しているかどうかということを知ってもらうことが重要だと思っております。住民健診や職場健診は、実施主体が市町村や事業主となっておりますので、まずはこういう方々に、本事業の趣旨を理解していただいて、健診項目にピロリ菌検査を入れてもらうという取り組みで、県民へも周知を図っていきたいと思っております。

あわせて、こういう方々の理解を促進するために、医師などの専門知識を持つ方を講師に招き講習会を開くということと、県民に対して直接的なこととしましては、リーフレットを作成しまして、医療機関や健診機関に置いて周知をしていきたいと思っております。

永井委員 3万人の除菌を見込んでいて、しかも1人でも多くの県民の方たちに周知していくので、72万6,000円で本当に大丈夫なのかなという気がしています。

繰り返しになりますけれども、この制度は、ピロリ菌が胃がんに対して大きなリスクになることを県民の皆さんに、とにかく周知して活用してもらわなければ意味がないということで、例えば、この予算だとなかなか難しいと思うんですけども、テレビCMとか、今、リーフレットでの周知ということもおっしゃっていましたが、例えばイベントで周知してみたり、あと、健康増進課と中央病院でやっているがんのシンポジウムであったり、そういったさまざまな場面での普及啓発に、もう少し力を入れたほうがいいんじゃないかなと思います、いかがですか。

依田健康増進課長 普及啓発ですけれども、予算をかけずにできることもあるかと思えます。イベントに出向いてのいろいろな周知などもしていきたいと思っております。

それと、先ほどテレビCMというお話もありましたけれども、広聴広報課のほうで年間計画をつくっている、テレビCMやラジオ番組、新聞紙面への広告などがあります。これまでも、そういうものを活用させていただいて、いろいろ周知をしておりますので、広聴広報課と協議する中で、活用できればと思っております。

また、事業主のほうにもいろいろ御協力をいただく必要があると思っておりますので、経済団体などに対しましても、啓発について呼びかけを行ったり、先ほど御提案のありました、がんのシンポジウムなどの場も活用しながら、啓発のほうを強化していきたいと思えます。

永井委員 ぜひ普及啓発をして、1人でも多くの方にまず健診に行ってもらって、自分にピロリ菌があるのか、ないのかを知っていただく。そこからまた除菌という作業になっていくわけですので、私は普及啓発がこの事業の肝だと思っております。しかも、たしか卯月委員の質問に対する回答の中にあっただと思うんですが、これ、全国初なんですよ。除菌に対して補助をするのが全国初ということで、やはり非常にいい取り組みだと思えます。3万人に除菌をしてもらう予定だということで、普及啓発が進めば、3万人は除菌されていく形になっていくと思うので、もしそれに達しなければ、普及啓発がやっぱり足りなかったということになると私は思っておりますので、ぜひ力を入れた普及啓発をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

(子どもの学習支援事業費について)

宮本副委員長 私も2つほど質問させていただきます。まず1つ目、福4ページの下から2番目のマル新、子どもの学習支援事業費、1,100万円ということですが、非正規雇用率が高まっていく中で、やはり貧困の連鎖をとめるのは非常に重要であると。かつ、子供たちの自立を促して、行政からすれば、納税をするところぐらいまでの状態になってほしいというのもあると思うんですが、その意味で非常に、生活困窮世帯に対して支援をし

ていって、自立して、そして生きていくようにするというのはすばらしい事業であると考えております。

その上で、例えばどれぐらいの人数で、どれぐらいの規模で、どういう場所とといった、制度の具体的な内容を教えていただければと思います。

前嶋福祉保健総務課長 この子どもの学習支援事業は、大きなくくりの中で、生活困窮者自立支援法に基づく事業の中でやっております、任意事業とされております。この自立支援制度に基づく事業は、福祉事務所単位で行っておりますので、県下では13の市と、県の2つの福祉事務所、計15の福祉事務所に対応している形になっております。県は、市ではなくて町村部を持つ格好になっておりますので、14の町村を対象に、峡南と富士・東部の保健福祉事務所に対応をしております。

その中で、ちょっと古くなりますが、平成25年の文部科学省が実施した就学援助実施状況等のデータがあります。就学援助事業では、生活困窮されている児童に対する学用品等の支給とか、そういう支援で市町村へ直接補助するものがございしますが、その対象児童が、町村部の中学生で大体300名程度ありまして、これをもとに人数を想定した上で、その14市町村のうち、大体10カ所程度、集まるところを探しまして、その約10カ所で週1回、2時間程度の学習と前後1時間づつを居場所づくりということで計画をしたいと思っております。

宮本副委員長 10カ所で300人で週1回2時間ということですが、講師というか、教える方はどういう方を想定されているんですか。

前嶋福祉保健総務課長 この事業全体を、プロポーザルをかけますので、NPO法人であるとか、民間事業者の方、学習塾とかそういう方もいらっしゃるかと思います。プロポーザル方式で公募を行って、その事業内容を見定めた上で、事業者を決定して進めていきたいと考えております。

宮本副委員長 プロポーザルかけるということだと、例えば、ただゼミというのをやっているNPOさんとかもあると思いますが、そういったところに幅広くということで、必ずしも、学校教員の退職OBとか、そういうことではないということによろしいんですか。

前嶋福祉保健総務課長 退職された教員の方々がグループをつくって学習支援をやられていることも承知はしておりますが、この制度上では、法人格を有しているところにしか委託できないので、その点をクリアできるところで、事業の内容を見させていただいた上で決定していくという形になってくるかと思います。

それから、町村部ですので、簡単に言うと、昭和町だけは国中の真ん中にありますが、峡南地域と富士・東部地域の町村部になりますので、山間地のところが非常に多い部分がございます。その辺のところをカバーしていただけるとなると、やはり、限られてくるかとは思いますが、できるだけ幅広く声をかけてプロポーザルに参加していただこうと思っております。

宮本副委員長 笛吹市でも、たしか同じような試みをやっております。あと、私は昔、大分に住んでいたんですけども、大分県豊後高田市でも、地域の力をかりて子供たちの学習を支援していました。その場合、学力向上対策で、必ずしも貧困対策ではないんですが、そういった試みを地域全体の力を活用してやっているというところで、学校だけで責任をもってやっていくのが非常に困難になってくる時代の中で、地域の力を活用していくということは非常にすばらしい事業だと考えておりますので、ぜひ多くの多様な教員、講師を募りながらやっていただければと考えております。

(やまなし子育て応援事業補助金について)

2つ目ですが、福36ページの9のやまなし子育て応援事業費についてであります。3歳未満児の保育料無料化について、生まれた日によって取扱いが変わってしまうということを伺いまして、そのことについて質問させていただければと思っております。

保育料無料化の対象年齢がゼロ、1、2歳ということになっていると確認しておりますが、4月1日に3歳になったお子さんと、4月2日に3歳になったお子さん、たった1日違うだけで、その保護者が支払う保育料が違うということを聞いたんですが、このことの仕組みを、まず説明していただけますでしょうか。

神宮司子育て支援課長 4月1日生まれと2日生まれで保育料が違うという仕組みでございますが、委員御指摘のとおり、4月1日に3歳になった子供と、2日に3歳になった子供では保育料が異なっております。これは小学校における学年の考え方と同様ですけれども、4月1日生まれは1つ上の学年に編入されるという考え方でございます。したがって、保育所におきまして、4月1日に3歳になる子供は、1歳年上の3歳児クラスに編入されまして、3歳児の保育料を納める。それから、4月2日に3歳になる子供は2歳児のクラスで、2歳児の保育料を納めるという仕組みでございます。

宮本副委員長 誕生日が4月1日と2日で学年が違うというのは、こういった理由からですか。

神宮司子育て支援課長 年齢計算に関する法律という法律がございます。これによりますと、誕生日の前日に満年齢を迎えるということになっておりまして、3歳の誕生日が4月1日の場合には、前日の3月31日が満3歳となるためでございます。保育所も、小学校も同様ですけれども、クラス編成は3月31日時点での満年齢で区分するという規定になっておりまして、4月1日生まれの子供の場合には、満年齢が3月31日で満3歳ということで、1つ上の3歳児クラスに編入されるということでございます。

山田(一)委員長 初日不算入という考えがあるからね。これで1日減るわけだ。

宮本副委員長 そうすると、2歳児と3歳児で保育料が違うということになると思うんですが、その理由も含めて教えていただければ。

神宮司子育て支援課長 保育所には、保育士の配置基準というのがございまして、子供の年齢で、この配置基準が区分されています。例えば、零歳の場合には、子供3人に対しまして保育士を1人配置する。1歳の場合には、6人に対して保育士を1人配置する。3歳については、20人に対して保育士を1人配置するという基準になっております。年齢が低いほど保育にかかる負担が大きいということから、保育料につきましては、年齢が高くなるに従いまして低く設定されています。

また一方で、保育料というのは4月1日時点の年齢で区分すると決められております。したがって、4月1日生まれは3歳の保育料となりますけれども、2日生まれは2歳の保育料になるというのが先ほどの説明の根拠になっております。

宮本副委員長 そうすると、4月1日生まれは満3歳ということですから、今回の3歳未満児の無料化の対象からは外れてしまうと。4月2日 1日違いですね 生まれというのは、2日生まれは2歳になるということで、逆に無料化の対象になると、そういう認識でよろしいでしょうか。

神宮司子育て支援課長 確かに年齢で判断しますと、委員御指摘のとおり、4月2日生まれが無料化の

対象になるということになります。しかしながら、満年齢ですと、4月1日には満3歳を迎えているので、無料化の対象とはならないという考え方もございます。

保育所の3歳未満児、3号認定と言っているわけですが、この3号認定という基準は、満年齢で区分するという規定になっておりまして、制度的に申し上げますと、満年齢の考え方のほうが法律には整合するのですが、御指摘のとおり、公平性に配慮する必要もあるのではないかと考えているところです。

これにつきましては現在、保育料無料化の4月からの実施に向けまして、市町村の代表者から成るワーキンググループで、実施に向けてのいろいろな取り扱いの整理をしているところであります。本日も第6回目の会議で整理しているところですが、こういったところで、現場で混乱の生じないよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

宮本副委員長 知事にとっても目玉の政策になると思います。私と同世代の、子育てをしている世代からも非常によい印象で受け取られておりますので、ぜひ県民にとって不公平感がない形でこの制度のたてつけを、県独自ということでもあると思いますので、構築していただければなと思います。

大柴委員 今回の関連で、今の話ですと、3歳未満は年度でいいってことですね。誕生日が来たときまでの支払いじゃなくて、年度でいいということですね。

神宮司子育て支援課長 3歳未満の無料化の考え方ですが、3歳未満児が保育所に入所する場合には、先ほど言いました3号認定という認定になります。それが年度の途中で3歳の誕生日を迎えますと、3号認定から、今度は3歳～5歳の2号認定というように、年度の途中で認定が切りかわる仕組みになっております。現在、県での無料化につきましては、3歳になるまで、3歳未満児ということで無料化を考えておりますので、保育料は毎月納めていくものですが、その3歳になるところまで保育料無料化が終わりまして、3歳になったところから保育料を取るという考え方で今進めているところです。

大柴委員 例えばですよ。5月10日が誕生日の子供が3歳になりますと。5月分は払うんですか、払わないんですか。その切り替えはいつなんですか。

神宮司子育て支援課長 5月に誕生日を迎える場合には、5月までが無料となります。今委員が指摘したところは、まさに先ほど宮本副委員長の質問と同じで、誕生日が5月の場合には、5月まで無料になって、6月から払うのですが、4月2日生まれの子供に関してだけは、この考え方でいきますと、4月分は払わなければならないことになって、公平性を欠くという指摘をされたところでして、その検討を要すると考えているところでございます。

大柴委員 5月1日の誕生日でも5月分は無料で、5月31日でも5月分は無料ということですよ。

神宮司子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。5月に誕生日を迎える場合には5月まで無料で、6月から有料となります。

(衛生指導検査費について)

上田委員 理解を深めるためというか、聞き逃したかもしれないので、確認したいんですけども。説明も一生懸命聞いていたんですけども、ちょっとわからなかったんですが、福の85ページ、衛生指導検査費の6,936万9,000円ですが、昨年度が380万円

で、今年度が6,900万円余となった理由が聞き取れなかったので、もう1回よく説明していただけますか。

守屋衛生薬務課長 ミネラルウォーターの規格基準の改正がございました関係で、今まで7項目の検査だけでよかったものが、40項目を超えることになりました。それで、機器分析の機械を新たに購入しなければならないことになりましたので、その購入費が膨らんで、この金額になっております。簡単に言いますと、4台ほど入れるのですが、1台あたり大体1,000万、2,000万ということになりますので、その分だけ今回計上させていただいています。

上田委員 ということは、たまたま今回、機械などを購入するので、予算がはね上がったと、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

守屋衛生薬務課長 そのとおりでございます。

(広域水道整備費について)

上田委員 それからもう1つ、福の87ページ。真ん中の広域水道整備費ですが、市町村の水道ということなので、今ちょうど話題の長寿命化ということだろうと思うんですけども、これは今まではどういう形になっていて、平成28年度、また29年度以降は、どういう形で助成をしていくのか、助成をどう考えていくのか、ちょっと教えていただければと思います。

守屋衛生薬務課長 これは国のほうの補助金制度が変わりまして、今度、交付金という形で入りました。市町村等の要望を県のほうにいただきまして、それを国に上げて金額が決まってくるという感じになります。ですから、今後も続くという形になります。

上田委員 今後も続くということなんですけれども、まずこれは制度としては町村ですか。それとも市町村の、そういう水道配給に対してということになるんですか。そもそものところを教えていただければと思います。

守屋衛生薬務課長 水道というと町村というイメージなんですけれども、捉え方とすると水道事業者と企業団もありますので、そういったものも全部含めたという形になりますけれども、今回の場合、簡易水道といひまして、小規模の5,000人以下の給水をする水道があるんですけれども、今回の事業は、そういったところの配水管の耐震化や更新などを対象とした事業です。

上田委員 県下全体に水道事業者はいると思うんですけれども、そこに対して、今までどのぐらい助成をおこなって、どうなっているのかということをお聞きしたいんですけれども。たまたま28年度は、そういういろいろな調整の中で、身延町、富士河口湖町、鳴沢村の水道事業者に対して助成するということだと思いましたが、今後そういう需要がかなりふえてくるんじゃないかなと僕は思っているんですけれども、既に終わっているところがあるとか、要望をどう取捨選択しながらやっていくというか、そういう考え方を教えてほしいんですが。

守屋衛生薬務課長 過去のことは今すぐ数字が出てこないの、ちょっとお時間をいただきたいなと思います。今後につきましては、水道の耐震化計画を各水道事業体につくっていただいて、それについて要望を上げていただいたものに対して配分していくという形をとっていきたいと思っています。事業体にこういうふうに耐震化をしていきたいという計画をつ

くっていただいて、そういうものを示していただいた要望を県のほうに上げていただいたものを集約して、国に提出するという形になります。

上田委員　　きっと、この28年度分については、調整というか、御苦勞をされて、こういう形になったと思いますが、今後、例えば一度にたくさん市の町村から要望が来たら対応できるかどうかとか、いろいろな問題があると思います。県全体として、やはり、ある程度要望をつかんでいって、平準化というか、そういうことをしていかないと。県が助成するという制度があるかどうか教えてください。

守屋衛生薬務課長　この原資につきましては、国から交付金という形で県に来ます。交付金の予算の中で、また案分がありますので、全体にその要望額が配分できるかどうかは、事業体から出てきた数値で整理をさせていただきたいと思います。ですので、ここで満額での配分はお約束できません。

上田委員　　わかりました。事業費は国補なので、国補の枠の中で県が順次お願いしていってやっていくということですね。多分、全国でも同じような課題がずっとあって、国のほうもこういう調整だと思います。とはいっても、県のほうでも、いろいろな要望をつかんでおいて、ある程度平準化みたいな形で指導していかないと、なかなか町村も計画を立てにくいと思いますけれども、どうでしょうか。

守屋衛生薬務課長　委員のおっしゃるとおりでございますので、情報を取りながら調整をさせていただきたいと思います。御指導ありがとうございます。

(休 憩)

(敬老思想普及費について)

水岸委員　　福の19ページの下から2番目の敬老思想普及費の、1番目の百歳長寿褒状贈呈事業費ですけれども、今年の新聞で、県内の100歳を超えた方が600人と出ていたが、毎日亡くなったり、また新たに100歳になったりとか、流動的だとは思いますが、一番直近のデータで、100歳を超えた方って何名ぐらいいるんでしょうか。

内藤長寿社会課長　百歳長寿褒状贈呈事業については、老人週間の9月15日から21日に併せて長寿のお祝いとして、褒状をお送りさせていただいています。100歳以上の状況につきましては、毎年9月1日の状況のデータをとっておりまして、直近では、今年の9月1日時点で、100歳以上の方が598人という状況でございました。

水岸委員　　年々100歳の方というのはふえていると思うんですが、どのぐらいのペースでふえているんでしょうか。

内藤長寿社会課長　今申し上げた100歳以上の人数のうち、平成27年度に新たに100歳になられたのは283人ですけれども、総数で言いますと、前年に比へまして50人ふえている状況になっております。ただ、総数はふえている状況ですけれども、新たに100歳になれる方は、平成25年以降、ほぼ横ばいという状況になっておりまして、27年度は前年から7人ほど減ったという状況になっております。

水岸委員　　20年ぐらい前は、都留市でも100歳になった方には100万円のお祝い金を出していましたが、これだけ多くなっていると、そんなことはとてもできないなとは思いますが、今後、贈呈費というのは、もっとふえていく予定なんでしょうか。

内藤長寿社会課長 基本的には、その年度に100歳になった方と、最高齢の方に贈呈させていただいておりますので、新規の高齢者の方が横ばい状況であれば、ほぼ同じような予算規模の状況になるかと思いますが、状況に応じて対応させていただきたいと考えております。

(周産期医療体制整備事業費について)

水岸委員 続きまして、福の77ページの上のほうの6のマル新、周産期医療体制整備事業費について伺います。この中で、山梨大学への寄附講座の設置とありますけれども、その内容について詳しく教えていただけないでしょうか。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) これは山梨大学の本県唯一の産婦人科学教室に寄附講座を設置するもので、分娩取扱医療機関がない地域での分娩再開や、セミ・オープンシステムの導入を促進するものでございます。山梨大学の平田教授は新入局員の確保にずっと尽力くださっておりまして、平均2.5人ぐらい入局をずっと続けておりました。東京都下以外の、こういう単一の医大の中で、毎年2人から3人、産婦人科医になるというのは非常に多いほうでございまして、非常に努力をしていただいて、何とか、少しずつ分娩できる医師の数はふえてきているところです。

今まではそういうことに尽力していただいたんですけども、いよいよ、この寄附講座の中でも、分娩取扱医療機関が1回どっと減っていましたので、少しでも、分娩取扱のない地域で再開できるかとか、その地域の医療機関の中でどこができるかとか、そういったことを研究していただいて、分娩取扱をまた再開していただくはずみにするようなことが、今回初めて寄附講座の内容になっているところでございます。

(農福連携障害者就労促進事業費について)

大柴委員 福の51ページ、一番下の19のマル新の農福連携障害者就労促進事業費、286万ですけれども、我々健常者でも農業は大変だと思うんですけども、いろいろ種類はあると思いますが、障害者の方たちをどのような農業に従事をさせていくとか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

中山障害福祉課長 農業への就労につきましては2方向あると思っております、1つは農作業の受委託です。例えば、田んぼのあぜ草を刈るとか、剪定をすとかということ障害者施設の方にやってもらうのが1つと、それからもう1つは、農業への参入です。福祉施設が直接農産物とか、鶏を飼って卵を生産するとか、そういう農産物を生産して市場に出していって、障害者の方の工賃をふやす。この2方向を考えているところでございます。

大柴委員 そういうのはどこが主体としてやるんですか。

中山障害福祉課長 我々が今考えているのは、就労継続支援B型という事業所でございます、これは、製造業のバリを取ったりとか、箱を折ったりとか、そういう内職仕事のようなものももってきて、そこで工賃を障害者の方に支払っている施設です。製造業が斜陽になってきまして、なかなかそういう仕事がありてこないということもありまして、パンを焼いたり、クッキー焼いたり、それを売ったりということをやっているんですが、なかなか工賃が上がってこないということで、農業へ出ていったらどうだろうかというのが、この事業の趣旨でございます。

主体はそこですけども、そこがどこへ出ていったらいいのかというのは皆目見当がつかないわけですし、そこでこの予算で考えていますのは、社会福祉施設のほうで農業をやりたいというニーズがどのぐらいあるのか、また、農家や農業生産法人で障害者の方を使ってもいいよというところがどのぐらいあるのかというニーズ調査をまずやり

まして、それを見た上で農業体験の実施をしてもらおうということを考えています。そして、本気でやってみようというところが幾つか出てきたところで、関係者が集まって、共同の受注窓口といいますか、ここへ申し込めば、農家や農業生産法人に話を振ってくれれば、そういう司令塔のようなところをつくる必要があると今思っているんですが、そのニーズ調査等を経た中で、来年度以降に、そういうものをつくっていきたいと考えています。

大柴委員

山梨には農業生産法人もたくさん入っておりますから、そういうところと話をさせていただいて、そういう仕事が少しでもあれば、本当に素晴らしいことだなと思います。今年ニーズを調査するということですが、県は大体何人ぐらいを農業に従事させたいと思っているんですか。ある程度目標がないと、やってもだめだと思うんですけれども、その辺はどんな考えなんですか。

中山障害福祉課長 ニーズ調査を正式にはするんですけれども、今農業をやっている事業所が幾つあるかというのをざっと聞き取りをしました。そうしたら10程度なんです。そこは、みずからが農業をやっている、農産物をつくって売っています。当然、農閑期といいますか、手のすく時期がありますので、近所の農家に行って草刈りをするということと、両方やっているという事業者が10ぐらいでございます。

目標数でございますけれども、今、就労継続支援Bという事業所が県内に84ございます。定員で申しますと、約1,600人です。実際の入所者がこの何割いるかということはあるんですが、この1,600人の中でどの程度という話になります。委員御指摘のとおりで、実際に農業するのは障害者の方なんですけど、自分のところで農業をやってみようということになれば、支援員が種まきから中間管理、それから出荷するまでを全部面倒見なければならぬので、支援員自体が農業に理解をして、やろうということがなければ、なかなか進まない事業だと思っています。目標は非常に難しいですけども、できるだけ、このモデル事業を通じて、その方向へ向けていきたいと思っております。目標数値は、申しわけないですが、今のところはないというところでございます。

大柴委員

本当に素晴らしい事業だと私は思います。ですから、何とかニーズをしっかりと調査していただいて、そして来年度は、もっと予算をとっていただいて、ぜひ就労支援に取り組んでいただきたいと思っております。来年の意気込みだけでもぜひお願いします。

中山障害福祉課長 農福連携と申しますのは、福祉サイドからいけば、障害者の工賃を上げて、自立に向けてということですが、農業サイドにも、少子高齢化の波が押し寄せていまして、担い手の不足ですとか、耕作放棄地という問題がございます。障害者がどれだけの力になれるのかはわかりませんが、耕作放棄地の解消とか、農業の担い手不足の解消の一助になればということで、両方ともウイン・ウインの関係で進めていって、地域の活性化につながればということを目指して頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

(生活困窮者自立支援事業費について)

臼井委員

4ページの生活困窮者自立支援事業費、4,381万円余ですが、昨今、6人に1人の子供が生活困窮だとか何とか、いろいろ報道されていますが、この生活困窮の本県の実態をちょっと教えてください。

前嶋福祉保健総務課長 生活困窮者自立支援制度等の厚生労働省の定義の中では、現に生活に困っている方という言い方しかされておりませんので、実数としての把握というのは特にできないところでございます。ちなみに生活保護を受けている世帯というのは、直近の数字で

5,400世帯で、保護している人員は6,900人おりますが、この周辺の部分の方の数値というのは特に承知していないところでございます。

臼井委員 報道なんかでは、例えば、子供何人に1人が困窮者だとか、いろいろ言われていますけれども、生活困窮者というのは、生保を受けている人たちのみを言うの？

前嶋福祉保健総務課長 そうではなくて、生保に至る前の段階で、生保に陥るのを防ごうという制度の趣旨でございますので、この周辺というか、生保以外の方が原則的に対象になるものでございます。

臼井委員 数が全くわからないというのも、おかしな話じゃないの。数が全くわからなくて、どうやって、何の根拠で予算を計上するの？

次に、その3番かな。家計相談支援事業というのがマル新であるんだけど、家計相談員の実態を教えてちょうだい。

前嶋福祉保健総務課長 この支援制度自体は今年の4月から始まっております。先ほど申し上げたとおり、県では市以外の14町村を対象としておりますが、12月末現在で、新規の相談を964件受け付けております。

もう1点、家計相談ですが、その相談を受け付ける中で、やはり家計の管理という部分に問題がある方がいらっしゃいますので、家計相談員を設けるのですが、ファイナンシャル・プランナーと言われるような方を雇っていただいて、その人に実際に、その家計の状況とかを判断していただいて、指導、助言していただくような仕組みを来年つくる予定でございます。

臼井委員 答弁漏れじゃないか。何かの根拠があって、どのぐらいの対象者があって、云々ということになるんでしょう。全くわからないなんて、ばかなことあるわけじゃないか。それに、家計相談支援員という人は何？ 私は家計相談支援員という言葉は初めて聞いたから訪ねたんだけど、今のあなたの答弁では初めての制度だとかと言うんだけど、ファイナンシャル・プランナーなどをちゃんと選任をしてっていうけど、今回この予算がわずか105万円だけれども、現実には、この相談員なる人が県下にいるのか。予算から見ると、大変少ない予算だから、中身が理解しにくいんだけど。これだけ生活困窮者が云々と言われている今日、生保でフォローされている人は別として、その一歩手前の人たちが大まかどんな程度なのか。どんな程度いるかということがわかっているから、子供何人に1人が生活困窮者だと言われているわけでしょう。それがわからないなんて、ないじゃない。

前嶋福祉保健総務課長 先ほど説明のほうは不足していたかもしれませんが、県下全体で、今年の4月から制度が始まって、12月までの間に、生活困窮者ということで相談を受けた方が約1,000人いらっしゃいます。その方々の相談の内容等で家計に関する相談、例えば、どうしても生活困窮者の方は収入に波がありますので、この収入の少ないときに借金をする傾向にあったりとか、そういう経済的な部分の問題が多々あるということが、内容把握調査した段階の分析でわかってきましたので、そこの部分に対する支援を、新たに任意事業として、家計相談支援事業を行おうというものでございます。

山田(一)委員長 課長、臼井委員が生活困窮者と貧困世帯とを誤認されているので、その貧困世帯の人の説明をしてください。

前嶋福祉保健総務課長 はい。ちょっとお待ちください。

臼井委員 課長の答弁はもらうけれども、どちらにしても、子供何人に1人が生活困窮者だか、貧困世帯だと言われているわけだから、国あるいはマスコミがそういうことを言っているということは、全国の数字をトータルしてだろうから、山梨のものも全国のカウントの中に入って、全国で6人に1人が貧困の子供だとか何とか言われているわけでしょう。そしてまた、そういう根拠があって、予算は計上されるわけだと思うし。また、くどいようだけれども、家計支援相談員の立場とか、山梨県がそういった人を何人お願いして、どういうふうにするのか、全面的に、全く答弁がもらえていないから、後にしましょう。

(ボランティア活動推進事業費について)

それから、次の5ページのボランティアの項だけれども。ボランティアの研修を約60万円で開催すると載っているんだけど、補助先が社会福祉協議会とありますが、今まで、このボランティアの研修会というのは、どの団体がやっておったの？

前嶋福祉保健総務課長 この研修は、昨年社会福祉協議会でやっておりました。

臼井委員 社会福祉協議会が直接やっていたの？ 社会福祉協議会を通じて、他の団体にさせておったの？

前嶋福祉保健総務課長 このボランティアの研修は、災害時のボランティアの育成等をするものでございまして、市町村の社協を通じましてボランティアの研修をやっているものでございます。

(介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金について)

臼井委員 わかりました。福の7ページ、マル新の介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金。結構額が多いんだけど、これも県の社会福祉協議会が、この事業をするということでしょう。補助先と書いてあるんだから。これは国が10分の9、県が10分の1で、介護福祉士や社会福祉士の資格取得や潜在介護職員の復職を推進するためということになっているんだけど、内容を具体的に教えてちょうだい。あまりにも説明がアバウトだからね。その福祉士の資格の取得や、あるいは潜在介護職員の復職を推進するため、修学資金や再就職準備金等の貸付をしますとあるけれども、具体的によくわからない。例えば、福祉士を取得する人たちには、どのぐらいの修学資金を助成するのか。対象が何人ぐらいいるのか。あるいは潜在的な介護職員は何人ぐらいいて、何人ぐらいを目標に復職を目指しているのか。具体的に教えてちょうだい。

前嶋福祉保健総務課長 この修学資金の貸付事業は平成5年から県のほうでやっておりましたが、国の経済対策を経て、平成20年度の第2次補正予算で交付金等が参りまして、その際に県の社会福祉協議会のほうに、この貸付等の事務を委託したところでございます。今の制度では、県内にある4つの介護福祉士等の養成機関の24名に対して貸付を行っているところですが、この3億円分については、県の10分の1の部分もございまして、おおむねこれから3年間の貸付の原資として、国のほうから交付された金額でございます。それによりまして、毎年の新規貸付枠を24名から33名へと9名増加しております。貸付額につきましては、月額5万円でございます。養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士等として勤務していただいて、引き続き5年以上勤務していただくと返還免除となるものでございます。

それから、今回の制度の中で新しくできたものが、再就職の準備金でございまして、1年以上職務経験のある介護職員で、一旦やめて、介護職員としてもう一度再就職を県

内のところにしていただく方に対して、再就職のために、例えば子供の預け先を探す、保育所を探す活動費であるとか、介護に係る情報の学び直しの費用、そういうところを使うことができるお金として貸し付けるものでございまして、1回20万円を貸し付けることができます。貸付後、一定期間内に県内で介護職員として引き続き2年以上勤務していただければ返還免除となるものでございまして、今年度は、おおむね169名を貸し付ける枠として持っております。

臼井委員 潜在的な職員は。

前嶋福祉保健総務課長 潜在的介護職員の復職を推進するためということで、それが再就職準備金等貸付事業というものについているものでございます。

臼井委員 いや、そうじゃないんだよ。その潜在的な介護職員というのはどのぐらいいるのかと今聞いたわけだ。

前嶋福祉保健総務課長 介護職員数は1万1,000人程度おります。

山田(一)委員長 暫時休憩します。着席のままお待ちください。

(休 憩)

山田(一)委員長 再開します。

臼井委員 私が何でこれをあえて質問しているかということ、この福祉事業とかこういうものが、大げさな言い方すると、全て社会福祉協議会に丸投げされているわけだ。だけど現実には、社協だってこんなことできませんよ。社協に関係しているであろう、いろいろな福祉団体、あるいはお年寄りの福祉の施設、介護職員を使っているいろいろな施設があるでしょうけれども、こういうところのOBというか、やめたような人たちが自宅にいるか、あるいは何か別の仕事をしているか知らないけれども、経験者で今その職にない人のことを潜在的職員と言うんでしょう。私が質問していながらも、おそらくわかっていないというのが現実だと思うんです。だけど、もしわかっているとしたら尋ねたいから、今お聞きしたんだけど。

そういう意味で、国のマル臨で、3億という極めて巨額であるから私は大変関心を持ったんだけど、先ほど来聞いていて、原則はわかりますよ。どういう人に何十万円貸し付けして、何年間勤めたら免除しますと。大変ありがたい制度のような気がしますけれども。じゃあ対象者は何人だっていったら、20人だとか、三十何人だとかと、こんな話なんだけれども。福祉士のライセンスを得ようとする人たちを対象としているのが33名とか何か言っておったけれどもだね。

169名というのは、潜在的介護士をもう1回介護の場に復職させる、それが169人ということ？

前嶋福祉保健総務課長 そのとおりでございます。一度やめて、帰ってくるときに使えるお金ということで、そのときに貸し付ける20万円の対象を169人としたところでございます。

臼井委員 どちらにしても、介護離職がどうだと、いろいろなことを政府が言っている中で、介護職員の人材不足だということが問われていて、こういうことになるんでしょうけれども。ともかく、どんなPRをするか知らんけれども、私が知っている知識で言うと、県からいろいろな事業が社会福祉協議会に持ち込まれる。社協がそれを一つ一つ丁寧に、

本当にしっかりこなし得るのかなという、私は疑問な感じもするんです。役所は予算が来たら社協に投げればいいみたいな話のようだけでも、予算説明書を見ると、社協がいっぱいある。総務課の委託先、補助先、いろいろ社協だ社協だといっぱい書いてあるけれども。社協に職員が何人いるか、詳しくは私知りませんが。ともかく、いろいろな意味で、役所も、県庁も、ただ社協に丸投げするようなことじゃなくて。ある事実で、社協に丸投げしていることを私は知っているから、あえて言っているんだけど。社協に丸投げするんじゃないで、役所も、労をいとわないというか、努力する、苦勞するという思いをしっかり持たなきゃいかんと私は思いますよ、はっきり言うけれども。

(介護ロボット導入費補助金について)

それから、福の25ページ、介護ロボット導入費補助金について。一方は3億円も補助金があって、介護ロボットは50万円。1件当たり10万円を上限となっているんだけど、50万円ということは5件ですよ。これは県単の事業なのか、説明が明らかでないからわからないけれども、具体的に教えてちょうだい。介護ロボットの普及状況を。

内藤長寿社会課長 この介護ロボット導入事業補助金につきましては、地域医療介護総合確保基金を活用して、今年度から創設をさせていただいております。今般、国の補正予算の成立に伴いまして、国から市町村への直接の交付金として介護ロボットの導入を支援する同様の事業が新設されました。重複する部分がかかなりあることになってしまいましたが、購入経費のすみ分けのような形で、県でも残させていただきましたが、国の新設の事業では、1施設300万円、10分の10の補助としており、12月末の国の会議での情報提供を受けまして、県では市町村に説明会をさせていただくとともに、介護事業者にも周知させていただきました。県、国、どちらの補助金を活用していただいてもよく、介護の職場の負担軽減のため、ロボット導入が進めば、ということで周知もさせていただいております。今、国の補助の方は市町村から要望が提出されている状況です。

この事業につきましては、介護従事者の負担の軽減ということで、例えば入浴介助や、おむつ交換、それから食事介助のときのベッドからの移乗といった腰等への負担を軽減するため、腰装着のロボットとか、高齢者の方がどういう状況にいるかを見守るロボットといったものが対象となっております。

臼井委員

国の事業と合わせての説明で、よくわからないんだけど。国が直接、市町村を対象にやっているということなの？ 私が言っているのは、介護ロボットが、よくメディアなんかでも見たりして、普及をしているような感じがするんだけど、本県にどのぐらい普及しているんですかと。そして、国の300万云々と説明があったけど、これは県単事業ではないのか。

50万円で1件上限10万円だと、上限使っても5件しかありませんが、山梨県の普及の状態などからして、この50万円という金額で、本当に介護従事者の何かの軽減になるんですか。何十の施設において、国の300万円をどのようにしているのか僕は知らないけれども、県の50万円というのは、介護ロボットって世間で言われる割には、対応が遅いのか、少ないのか。そんな点で尋ねただけだけでも、その私の意図とした質問には答えていただいていないので、もし答えられなかったら結構だけど、答えられたら答えて頂戴。

内藤長寿社会課長 まず県内への普及状況ということですが、今、国でも機器の開発などをかなり進めていて、値段については将来的にはもっと下がってくるだろうと見込んでおりますが、例えばロボット等も1台当たり150万程度と高額なこともありまして、今のところ、県内では、直接導入というところはございません。試行的に使っている施設はあります

が、なかなか今年度での普及につながっていない部分もございます。

国の補正予算のことを合わせて申し上げたのは、介護ロボットの普及を広げようと、国でさらに導入しやすいような仕組みをつくってききましたので、国と県の補助事業のどちらでも活用が図れるように、今努めているところです。

(保育士養成管理費について)

白井委員

次に福の35ページ。保育士養成という予算計上がされているけれども、本県においては待機児童はほとんどいない。大都市は別として、日本の地方には待機児童はほとんどいないと言われているんだけど、本県において、待機児童はいないと言われながらも、保育士は不足しているんですか。

神宮司子育て支援課長 本県の保育士の状況でありますけれども、委員おっしゃるとおり待機児童がないという状況であります。また、少し古いのですが、平成25年の保育士の有効求人倍率、山梨県が0.86倍という数字がありまして、この数字自体を見ると足りているととられているのですが、現実としては、これがそのとおりとは私どもも受けとめていないところでございます。

ただ、今の時点では、県としても保育士は不足はしていないという認識ではありますけれども、ここ最近になりまして、年度途中で採用する場合の非常勤の保育士が集まりにくいということを聞いています。

白井委員

関連するから、予算にはないけれども伺います。保育所で専門員を求めているということをよく聞くんですよ。ですから、保育士は、有効求人倍率を聞いても別に問題がないという感じはするんだけど、保育所が今求めているのは専門員だということをよく聞くんです。その点はどうなんですか。そういった専門員を雇うことにおける措置費や何かの問題なんかが、いろいろと業界では叫ばれているようだけど、その点はどうなんですか。

神宮司子育て支援課長 保育所には、保育士以外にも栄養士であるとか、専門職の方も従事しています。その不足の状況は、詳しいことは私ども把握しておりませんが、その把握についても、今後努めていかなければならないかとは思っております。今の保育所の採用の仕方は、先ほど有効求人倍率の話を上げましたけれども、いろいろなつてを使って採用したりして、ハローワークをあまり使っていないという現状があるようでございます。そういった中で、専門職がなかなか見つかりにくいという現状があるのかなと考えております。

白井委員

課長、あなたのところでは保育園を担当しているわけだからね。保育園は確かに、変な言い方だけど、ぜいたく言ったら保育士は足りませんという話になるんだと思うんですよ。けども、措置費や何かの関係で、余計に採用することはかなわないというのが実態だ。しかし、専門職員は欲しいと。栄養士とかあったよね。そういったものを、どんなふうにサポートしてあげられるかとか、そういうことを。

政府なんか、保育園が足りないと、すぐ、まるで日本中、保育園が足りなにかみたいなことを言うわけだ。現実には地方なんていうのは、ほとんどと言っていいくらいキャパは十分なはずですよ。ですから、保育園の経営者に聞くと、保育園が抱えている悩みというのはいっぱいあるんだよ。だから、国が言うような社内保育園つくれ、駅前保育所を東京につくる、何とかつくるなんて、保育園づくりがまるで保育のメインのように言われているけれども、大都市は確かにそうだけど、地方はそうじゃない。にもかかわらず、最近もどこか保育園が認可されたという話を県内で聞いているけれども、充足しているのに、どうして保育園を新たに強化しているのか。保育園の強化というのは、

県がやるんじゃないかって市町村がやるの？ 後で一緒に答弁してちょうだい。

そういうことで、何か私は国の保育の施策と地方では、相当乖離があって当たり前だと。全然実態が違うんだから、大都市と地方ではね。そういうことをよく理解をした県の保育行政というものでやらなきゃいかんなど私は思うんですよ。

(子育て支援員認定資格研修会開催事業費について)

それからもう1つ、一緒に聞きますけれども、子育て支援員の認定資格。これはどういうライセンスですか。

神宮司子育て支援課長 保育所の整備、推進につきましては、子ども・子育て新法が昨年スタートした中で、市町村が実施主体となって、それぞれの地域のニーズに従って保育所の整備を進めていき、それを県が支援していくということで、5年間の支援プランの中で位置付けているところであります。

委員御指摘のとおり、認定こども園や、新しい加配、加算措置など制度が大分変わって行く中で、戸惑いであるとか、制度に対するふぐあいであるなどの御指摘は昨年来いただいているところであります。また、国に対しても伝えており、国でも少しずつ制度を変えているという動きがありますけれども、やはり今の制度が完全とは思っておりませんので、よく現場の実態を踏まえながら、必要に応じて、見直し等を国にも求めてまいりたいと考えております。

それから、子育て支援員ですけれども、これは保育士とはまた別の資格を持った人たちになります。子ども・子育て支援制度の中では、法定で子育て支援の13事業が位置づけられております。例えば、子育ての親子が集ったり、あるいは相談をしたりする子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター、それから放課後児童クラブといったものもそうですけれども、そういったところに従事する人たちに対して研修を行うという事業でございます。

白井委員

この県の予算書を見ると、認定資格って書いてあるんだよね。認定資格ということは、それなりのライセンスだと思うんだけど。くどいようだけど、これは国家資格なんですかね。そのライセンスを得るための研修会の開催事業費が約80万円ほど計上されているわけだけれども、これはどういうことか。子育て支援員を云々というのはわかりますよ。例えば放課後の児童館なんかにいる人たちも、こういう人たちなんでしょう。だけど、これはどういうライセンスなんですか。資格って書いてあるから。

神宮司子育て支援課長 この研修会は、昨年度から始めたものですが、国家資格ではございません。都道府県が実施するものでして、それぞれの県で、この認定資格を取った人たちの管理といいますか、名簿登録するという仕組みになっています。基本研修と専門研修という2通りがありまして、基本研修は、8時間で2日間、専門研修になりますと、22時間で6日間というように、研修会が組み立てられているところであります。

また、これにつきましては、先ほど言いました今回の支援制度の5年間の計画の中で、県でも全体で300人ぐらいの規模の人たちを養成しようと考えておりまして、今回も、この中で50名ずつを想定して、今後、計画的にこの資格の取得を推進していくこととしております。

(自殺対策総合事業費について)

白井委員

わかりました。次に福63ページの自殺防止についてですが、今、県下に民間で、自殺防止を旨とした団体はどのぐらいあるんですか。例えば、いのちの電話とかありますね。自殺防止のいろいろな補助金などがあるみたいだけど、県下に公じゃなくて、民間で自殺防止に関係する団体というのは、どんな団体があるんですか。あるいは、どのく

らの数あるんでしょう。

中山障害福祉課長 昨年度、自殺関係でいろいろやっていただいた団体としますと、やまなしライフサポートというNPO法人ですとか、女性の人権サポート、クローバーというNPO法人ですとか、いのちの電話もそうですけれども、ダルクという依存症のNPO法人ですとか、10欠けるぐらいの団体がございます。

臼井委員 それで、県や、あるいは国費もあるのかもしれないけれども、公費で補助している団体というのは、そのうち幾つぐらいあるんですか。

中山障害福祉課長 活動の運営費を補助しているところはございません。県のほうでは民間の補助事業というものを用意しておりまして、特定の活動をしている、その活動に対しての補助をするという制度はございます。

臼井委員 例えば、この64ページの16番を見ると、いのちの電話の相談員研修事業費が70万、補助金として計上されているんだけれども、これは私の記憶では、かつて100万円だったような気がするんだけれども、そういうことはありませんか。

中山障害福祉課長 調べてみないと、そこはわかりません。

臼井委員 どちらにしても、自殺防止なんていうことは、現実に県がしようと思ったって、できる問題じゃないんだ、はっきり言ってね。私も二、三ですけれども、この関係団体を知っていますが、本当にありがたいような努力をしている。中山課長も知っていると思うけれども。じゃあ、こういうことを県がやってくれませんかと言われても、それはルー尔的になじみませんみたいな話で、現実には助成もできないものもあつたりもする。ですが、行政がかなわないことを民間にフォローアップしてもらおうとしたら、民間にそれなりのことをしてあげたらいかかなと。

いのちの電話の予算は、たしか私の記憶ではかつて100万円であったと思うんだけど、もし70万に減ったとしたら、その理由を後で教えてください。

(ドクターヘリ運用事業費について)

福70ページ、ドクターヘリ運用事業費2億4,886万円とありますが、県立病院が実施主体になっているんだけれども、これは年間の維持費ですか。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) はい、そのとおりです。

臼井委員 堀岡参事、これは県立病院が実施主体となっているけれども、航空学園や航空学園の関連会社は、県立病院から委託を受けているわけですか。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) そのとおりです。我々から運営に係る経費を出して、県立中央病院が実施主体になって、航空学園というか、その運航主体にお金を払っていただいております。

臼井委員 久しぶりにこのドクターヘリの予算を見たんだけれども、2億5,000万も年間かかるんですか。すごいね。せっかくの機会ですから、稼働の状況をちょっと教えてください。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 結構年によって幅があるんですけども、大体400件か

ら600件弱ぐらいの出動要請件数がございます。処置などの人数は403名で、搬送患者の救命率は90%弱というところがございます。ある程度、非常に高額になってしまふんですが、例えば距離が長かったりするだけでなく、共同で運営をしている3県のうちのどこかがとっさに行けない場合に、神奈川県とか静岡県まで行く場合もありますので、それなりに運営費というのは、燃料代も含めて、かかってしまうという状況ではございます。

臼井委員 今回の予算は約2億4,800万円だけれども、例年、予算的にはこんな状況なの。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 少し増減ありまして。ちょっとだけ細かい話をしますと、国からもお金が来ますので、少し増減します。例えば県立中央病院で、そのドクターがへりに乗る場合の一種の手当を出す分を県が出してあげたり、そこが少し少なかったりというようなところで増減はあるんですけども、大体例年それぐらいの費用で、ほとんど同じような額でございます。

臼井委員 大変コストのかかるものだなと。何より大切な命のことだから、これは当然かもしらんけれども、わかりました。

（医師派遣推進事業費について）

それから、やはり医務課の関係ですが。73ページの8番、マル新、医師の地域偏在をなくすための医師派遣ということで、7,500万円がありますが、これを見ると、派遣医師1人当たり月額62万5,000円とあるんですね。これは、派遣された医者に支払われるものなんですか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） ちょっと複雑なんですけれども、例えば、去年まで寄附講座で、峡南医療センターとかに大学から何人が行っていただいたんですけども、行くと大学が手薄になるわけです。なので、本来教授の数とかは決まっていますので、大学に例えば教授とか准教授といったポストをつくっていただいて、それにさらに、このお金などを使って、特任の教授とか准教授といったポストをつくっていただいて、その大学が手薄になる分を、この人件費で埋めていただくという費用なので、医師が直接、この62万5,000円をもらうのではないんです。行く医師は、行った先の病院から給料がもらえます。それで手薄になった大学の分を、これで少しでもカバーしていただくことで、大学から積極的に地域に医師を出していただくという仕組みになっています。少し複雑で、ちょっとわかりづらいんですが。

臼井委員 派遣医師1人当たり月額62万5,000円という説明書きになっているからね。ちょっと私が誤解したのかもしれないけれども。この間の本会議でも、どなたかの質問がありましたよね。大月の話だったかな。医師の地域偏在というのは、大都市から、東京から比べたら、山梨県自体も地域偏在の中にあることは事実だよ。病院を問わず、山梨県そのものが地域偏在になっているということで、これはこれなりのお金がかかって、もやむを得ないのかなとは思いますが。ともかく、それによって地域偏在がクリアできるんだったら結構ですけども。お医者さんを動かすにはお金かかるんだなという印象を強く持ったものだから、そんなことを聞いたわけで、わかりました。

（県立病院機構運営事業費について）

それから、県立病院の運営事業費ということで約50億が支出されることになっていますが、県立病院というのは独法になって、いろいろと自由裁量もふえたり、また病院そのものが経営改革を進めたり、いろいろなことをしているはずなんですけど、この約5

0億近い運営事業費は、独法になってもほとんど変わっていないんですか。独法になったのはもう数年前だけでも。この約50億というのは、どういう根拠なんだろう。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) これは独法化とは直接関係がありません。県立中央病院は、例えば、それ単独では普通の民間病院では嫌がるような仕事。嫌がるというと大変語弊がありますけれども、採算が合わない仕事をたくさんやってくれています。例えば総合周産期医療センターとかでハイリスクの方を診ていただいたり、ドクターカーを使って、場合によっては医師がその現場に行ったりするというようなことは、なかなか診療報酬だけではできないことですので。例えばMFIICUとか、今申し上げたNICU、新生児のものとか、そういった、ほかの病院では直接、診療報酬では到底採算が合わずできないことをたくさん、先ほどのドクターヘリもそうですけれども、やっていただいております。

総務省のほうで、こういう不採算的な医療であっても必要な政策医療をやった場合の、交付金として交付すべき額が決まっております。その基準額どおりに県立中央病院には交付しているものでございまして、特に高く県費で入れたりしているわけではありません。基準どおりの額でございます。もちろんどこかで何か新しいものやっていたら、それは少しふえますし、たとえそれが指定が外れて、ほかの病院、医大とかでできるようになれば、それはここからは外れるものでございますが、あまり最近は大きく役割を変えたりはしていませんので、独法移行後、大体これぐらいの額が毎年交付金として行っているものでございます。

臼井委員 一生懸命頑張っている今の中央病院ですから、あまり素人の私が云々言っちゃいかんかなと思いますが。政策医療にしても、高度医療にしても、それはほとんどが保険の適用でしょう。適用以外というのは、特別のものは知らんけれども、お医者さんが保険適用外の薬を使うとかいった場合は、本人負担も当然するだろうしね。そういう意味で、一生懸命努力いただいております。

最後に聞きますが、中央病院は、今は単年度においては黒字なんですね。今現在は、それはどのぐらい続いていますか。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) もちろん不採算部門のこれを入れてでございますけれども、独法移行後は、ずっと黒字が続いております。県直営のときよりは経営は明らかによくなっております。

臼井委員 これも予算外かもしれんけれども、せっかくだから、1つだけ勘弁してください。県下の公立病院で、例えば甲府市立は、現在は独法じゃないよね。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) はい。

臼井委員 公立病院で、単年度を参考に聞くけれども、単年度黒字の基幹病院というか、公立病院はあるんですか、ないんですか。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 本当に厳密に全市町村の一般会計を見ているわけではないんですが、おそらく市立甲府は間違いなく、国で言う繰入基準よりも入れないといけなくなっていますので、それを黒字ではないと定義するのであれば、おそらくほとんどの病院は繰入基準よりも入れているはずですが、勝沼とか牧丘は指定管理でやっているもので、少し繰入基準額どおりとか、それよりも少なかったりというような例もあるようでございます。完全に正確な御答弁できなくて申しわけないんですけれども、直営でやっているところは大体繰入基準よりも入れなければ運営が回っていかないというような

のが、おおむね一般的な公立病院のイメージであるということは間違いがございません。

(子宮頸がん検診受診率向上モデル事業費について)

白井委員

最後に98ページ、5番目の子宮頸がん。子宮頸がん予防ワクチンの被害者だと称して、山梨のあるお嬢さんは、県内ではその原因がわからず、信州大学に行って、子宮頸がんワクチンにおける副作用ですよという認定を受けたと。行政は、まだそれはあまり認めたくないみたいでいるようだけでも、そういう状況にあって、子宮頸がんの検診事業。この検診とワクチンは別なんでしょうか。

依田健康増進課長 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、予防するために使うワクチンということで、現在は予防接種法に基づく定期接種となっています。検診につきましては、二十歳以上ということで子宮がん検診を行っているわけですが、このモデル事業につきましては、子宮頸がん検診の受診率がまだ低いということで、受診率を上げていくために、モデル的に県内の大学のほうで講習会、講演会を行いまして、それを聞いていただいた上で、その学生たちに無料で検診を受けていただくという事業です。若いうちから検診に対する意識を変えてもらうということで取り組んでいるものでございます。

白井委員

今、山梨においては、ワクチンの接種はやっていないわけでしょう。今もやっているんですか。

依田健康増進課長 ワクチンの接種につきましては、法律に基づきまして、現在は定期接種という位置づけになっています。定期接種につきましては、市町村のほうで実施しているわけですが、積極的な勧奨、個別の接種勧奨みたいなことはしていませんが、このワクチンも効果があるという話もありますので、受けたという方がいらっしゃれば、市町村に言っていただければ接種できるという状況になっています。

今データが随時上がってくる仕組みではなくて、年度が終わった後に県に上がってくるという形になっています。25年6月に積極的な勧奨が差し控えられたんですけども、26年度につきましては、まだ確定値ではありませんが、49名の方が接種をしていると。27年度については、まだデータがない状況です。

白井委員

これで終わりますが、ワクチンの接種における副作用なのかということについて、国も県も、その因果関係を認めていないというのが実情だと思います。希望があれば接種をするという今の課長の答弁ですが、立派な大学病院へ行って、これは副反応だという疑いがあるということは、それなりに厚生省、厚労省当局も何となく認めているような感じも、こういう報道なんか見たりすると、しないでもないんですけども。

今回おそらく請願が出てきていると思いますが、信州大学病院というのは、どのぐらいのレベルの病院か、私は専門的には知りませんが、そこでこの人は子宮頸がんワクチンによるリアクションによって、こういう症状が出て、こういう病というか、悩みを背負っているんだと言っても、今のところは治療もままならない。また、行政が接種を受けた人たちの調査をしてくださいという署名運動や何かがあっても、行政はというか、県はというか、そういう調査も、まだ決断ができないとか何とか、いろいろ話は聞いていますが、とにかく大変な問題のように思います。その当事者にしてみると。

だから、今そんなに何歳だからワクチン打ってくださいという人も少ないと思いますが、ぜひこの点は、早いところ、それなりの見解というか、県としての判断を示してやっていくということが、やはり行政行為として当然のことだと思います。どんなふうに今からやっていくのかわかりませんが。請願が来ているはずなので、後でまた議論することだから、今あえて触れませんが、県のスタンスとして、このことに対して、いつごろ責任を持った対応をしていくのか。いつになるかわかりませんが、どうなるかわかりませ

んじゃなくて、当然責任ある、それなりのタイムリミットとか、いろいろなことも定めながら、こういうことに対しては結論を得ていくということだと思うけれども、最後に、その点はいかがですか。

依田健康増進課長 子宮頸がんワクチン接種者の健康被害の関係ですけれども、健康被害につきましては、最終的に国のほうで審議会にかけて判断をしまして、そこで副反応が確定するということになっております。

県としましては現在、協力医療機関ということで山梨大学を指定したり、地域の医療機関と連携して研修会を開催したりといった医療体制の整備と、相談窓口を設置して対応しているところです。目標時期を定めてということでしたが、国のほうで、まだ引き続き医療機関に対する調査や、接種した人としなかった人を対象に調査などを行っているところです。なかなか、その辺の因果関係をどうするかという国のほうの客観的基準みたいなものが示されないと対応が難しいような点もありますので、その辺の国の動向なども見ながら、また今後いろいろ対応を検討していきたいと思っております。

山田(一)委員長 それでは、先ほどの答弁漏れを、前嶋課長から説明してください。

前嶋福祉保健総務課長 先ほど委員のおっしゃっていた、6人に1人の子供が貧困に陥っているという数字の元になっているのが、平成25年の国民生活基礎調査の中に、子供の貧困率が16.3%とありまして、その率を人数に直すと、6人に1人が貧困だという話です。同じ欄に、相対的貧困率、これは世帯なんですけど、16.1%という数値が国民経済基礎調査の中から出ております。推計ですが、国調で32万7000世帯、山梨県におりますので、これに16.1%を掛けますと、5万2,000世帯強くらいのところ、国の認める貧困世帯ということになるかと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第25号 平成28年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第14号 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第15号 山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例等中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第38号 不動産売却の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第28-1号 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を求める意見書の提出に関する
ことについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第28-2号 山梨県独自の子宮頸がんワクチンの被害者救済と、子宮頸がんワクチンを
接種した子供たちへの調査を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑 (もえぎ寮について)
卯月委員 先日、課長さんにもお伺いしたんですけども、もえぎ寮の件です。もともと県立の施設であったものだと思いますけれども、今は民間の事業団へ譲渡されていると伺っています。こちらへ入所されている方が行方不明になって、4日後ぐらいにお亡くなりになっているのが見つかったと。非常にかわいそうな事件なんですけれども、これが地域の簡易水道の水源の中でお亡くなりになっていたということで、地域の方たちが除菌と
いいですか、消毒作業等々に追われて、搜索活動にも加わって、大変御尽力されたと聞いています。

最近ですが、地域の方から私のほうにも問い合わせがあって、課長さんにもお聞きしたところ、譲渡されているということでありましたが、地域とすれば、県の施設であるという認識が強かったようなんですね。看板にも、どちらかに山梨県という文字もうたってあったということをお伺いしているので、まずここについて、実際そういった、山梨県という名称が使われているのかどうか、聞いてよろしいでしょうか。

中山障害福祉課長 もえぎ寮は平成17年に社会福祉事業団のほうに無償譲渡をいたしまして、社会福祉事業団は社会福祉法人でございますので、民間の施設ということで17年度からはスタートしているということでございます。病棟の方からの電話でも同様の、山梨県立と書いてあるというお話は伺っておりますけれども、確認はとれておりません。

卯月委員 わかりました。もし引き続きどちらかに山梨県と記載されているとしたら、訂正をお願いしたいです。事業団も、きっと手厚く対応してくださったんだと思います。ただ、住民の方たちの意見の相違があったことも感じられますので、その辺のことも、ぜひ。確かに地元の人たちも、そこのお水を飲んでいて、その中でという話ですから、相当デリケートな話にもなっていると思いますので、対応をお願いしたい。

当該施設は、すぐ隣にやまびこ支援学校もありまして、その老朽化に伴いまして、将来的に移転、建てかえということの検討が始まるような状況であります。もともと連携した施設でありましたので、地域の皆様とすれば、同じような捉え方をされている部分もあります。もし、どちらにそれが移転するにしても、こういったことがあったことで、近くに来た場合に、またこういったことがあったら困るという意識が根づいても困りますので、対応をお願いしたいと思います。

それと、譲渡はされているといっても、やはり指導する立場にあると思いますので、こういった事案がありましたら情報提供をお願いしたい。実はけさも、別の市議会議員の方から問い合わせがあったんですね。情報提供、個人情報等々難しい話でしょうけれども、提供できる事案がありましたら、ぜひ、よそから聞く前に情報提供いただければ、こちらでも、その前に火消しといえますか、御説明ができると思いますので、その辺をお願いしたいと思います。そういったことが可能でしょうか。お願いします。

中山障害福祉課長 まず看板でございますけれども、早急に確認をいたしまして、まだ県立とか県営との表記があれば、事業団にお願いをして消していただくようにいたします。

今後の対応でございますけれども、通所のサービスも行っているということもあって、表のところを施設していなかったということが背景にございます。そこを施設するということもありますが、個人の移動の自由とか、そういうところも考える中で、事業団としては慎重に考えたいということを言っておりますので、その辺を慎重に検討をして、改善事項をうちのほうに報告をしてくれることになっておりますので、それをまた先生のほうに報告をさせていただきたいと思います。

それから、やまびこ支援学校等との連携でございますけれども、建てかえの話が進んでいることもございます。県営の施設と捉えられかねないということもございますので、今回の事件を肝に命じまして、もう一度指導をちゃんとして、また地域の方々にもちゃんと情報提供するように、またあわせて、地元選出の先生方にも情報を適宜提供するよう注意をしまいたいと思います。

(食中毒が発生した店舗への対応について)

宮本副委員長 先日発生した、すし店の食中毒についてお伺いします。年に4回、食中毒で営業停止になったということですが、その原因というか、状況をまず教えていただけますでしょうか。

守屋衛生薬務課長 固有名詞は差し控えさせていただきますが、年度末と、年を明けてとありましたが、施設は同じ系列の別々の施設だったということでありまして。委員御指摘にありましたように、食中毒とか、そういう規模のものを起こした場合につきましては、うちのほうで毎年作成しております監視指導計画の中に重点施設等を設けまして、施設の監視を重点的にやることを考えております。

ただ2回目につきましては、原因物質がアニサキスという寄生虫で、皆さん御存じかと思いますが、鯨とかイルカのおなかにいるものが鯖とかイカとかにいて、それがたまたま生のまま人間の口に入ってしまうと、胃とか腸を食い破って痛みを出すというものであります。最近大分アニサキスの症例がふえておりますけれども、その辺注意していただくということになるかと思えます。

宮本副委員長 アニサキス、痛いんですね。よくわかるんですけども、年4回って、ちょっと多過ぎるんじゃないかなと考えておりまして。たくさんおすし屋さんや飲食店がある中で、特定の事業主が年に4回というのは、何らかの管理体制の不備があるのか、ないのか、ちょっとわからないんですけども。県全体の飲食事業主に対する管理を所管されている立場として、今後どのように、そういったことをなくしていこうと考えているのか、お伺いいたします。

守屋衛生薬務課長 修正させていただきますと、年4回ではなくて、今回で4回目ということになります。年4回起きている場合ですと、停止、禁止の期間とかが延びることもあります。今回の場合、年内には1回しかありませんが、複数回起きたことは事実です。委員の御指摘のとおり、複数回起きているということは、不備があったことは否めないと思えますけれども、その都度、現地に調査に行きまして、清掃して、従業員教育をきちっと徹底をして、営業停止または禁止という処置を講じているところでございます。

宮本副委員長 ほかにもいろいろな飲食関係の事業主がある中で、1年と言わないまでも、4回というのはトータルすると多いと思うんです。だからそれは、やはり何らかの根源的な原因があるのではないかと勘ぐりたくなるんですけども、その辺はどう考えていらっしゃるんですか。

守屋衛生薬務課長 一般的に、食中毒が起きる場合は、店の能力以上のお客さんがいたとか、たまたま団体客と重なってしまったとかというところがあります。ノロウイルスなどになりますと、手洗いなど衛生面がきちっとできていなかったということになるかと思えますけれども、その辺は指導、徹底してまいりたいと思っております。

宮本副委員長 基本的に民間なので、そういう衛生的な問題を起こせば、当然のれんが傷ついて、最終的にお客さんが減って、要するにプライベートカンパニーとして潰れていく。もしくは、うまくやって、また興隆していくというものだと思うんですけども。県として、公として、4回というのが多いのか少ないのかわからないんですけども、そこに対して今後どう対応していくのかということ、もう一度お伺いします。

守屋衛生薬務課長 先ほどもお答えしましたが、一般的なところの検査もふやし、年3回または4回と監視を強化して、その都度、指導してまいりたいと思っております。

その他 ・3月7日に教育委員会関係の審査を行うこととされた。

以 上

教育厚生委員長 山田 一功